

「坂戸市公共施設跡地等利用基本方針」の案に対する意見・提案とその対応

1 (市民コメント)

項 目	意 見 ・ 要 望	対 応 と そ の 考 え 方
	<p>利活用の検討をどのタイミングで市民に情報公開されるのかわかりにくい。</p>	<p>情報公開のタイミングにつきましては、計画内容によって異なることを想定しているため、「具体的な計画として取りまとめ事業化します。また、計画の内容に応じて、さらに市民参加条例に基づき必要な手法を講じます。」としています。(P. 6参照)</p>
	<p>公開の手法も考慮してほしい。 たとえば、北坂戸幼稚園跡地は、民間保育園の誘致場所と決定したとあるが、いつ決定して、どのように市民に情報を公開したのかわからない。</p>	<p>市民参加条例第5条において、「市は、市政運営における情報の積極的な提供を行い、市民との情報の共有化に努めなければならない。」と規定しておりますので、公開の手法につきましても考慮してまいります。 なお、北坂戸幼稚園跡地につきましては、この度、新保育園の整備用地として活用する方向がまとまりましたので、今後、市民へ情報を公開する予定です。</p>
	<p>跡地については、検討の段階で様々な憶測をよび、うわさとなつて流れることが多く、その結果について情報公開が遅く、広く広報されないイメージがある。</p>	<p>大規模な跡地については、検討内容が多岐にわたり、様々な利活用方法を検討しなくてはならないため、結論に至るための期間が長期化する傾向でございますが、活用方法がまとまった時点で、必要に応じて市民へ公表してまいりたいと考えております。</p>